

中央公園樹木せん定業務仕様書

1 総則

本業務は、本仕様書並びに公園緑地等維持管理標準仕様書（令和4年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること

2 業務対象

樹木せん定業務の範囲は、別紙施行区域図に示すとおりとする。業務時期及び回数については、別紙施行計画表のとおりとする。

3 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する資格者を定め、所定の様式で業務に着手する前に発注者に届け出ること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、月間報告書を翌月10日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日）とする。

4 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

中央公園樹木せん定業務概要

1 目的

中央公園の樹木等の機能を保つために、せん定を行うものである。

2 業務概要

1) 高木せん定

マツ（大・仕立物）、マツ（大）、カイズカイブキ、カイズカイブキ（仕立物）、仕立物、サルスベリ、ウメ、フジ

2) 中かん木せん定

刈込物－1

アセビ、カイズカイブキ、カナメチ、カンツハキ、キンシハイ、キンモクセイ、クチナシ、コノテカシラ、サザンカ、シャリンハイ、ジンチョウゲ、ツツジ類、トヘラ、ナリシログミ、ニシキギ、ハイバクシン、ハマヒサカキ、ヒイラギ、ヒイラギナンテン、ヒイラギモクセイ、ヒペリカムカリシナム、ヒヨウヤナギ、ホックスウツト、ミヤギノハギ、ヤブラン、ユキヤナギ、レンギョウ、クサツゲなど

刈込物－2

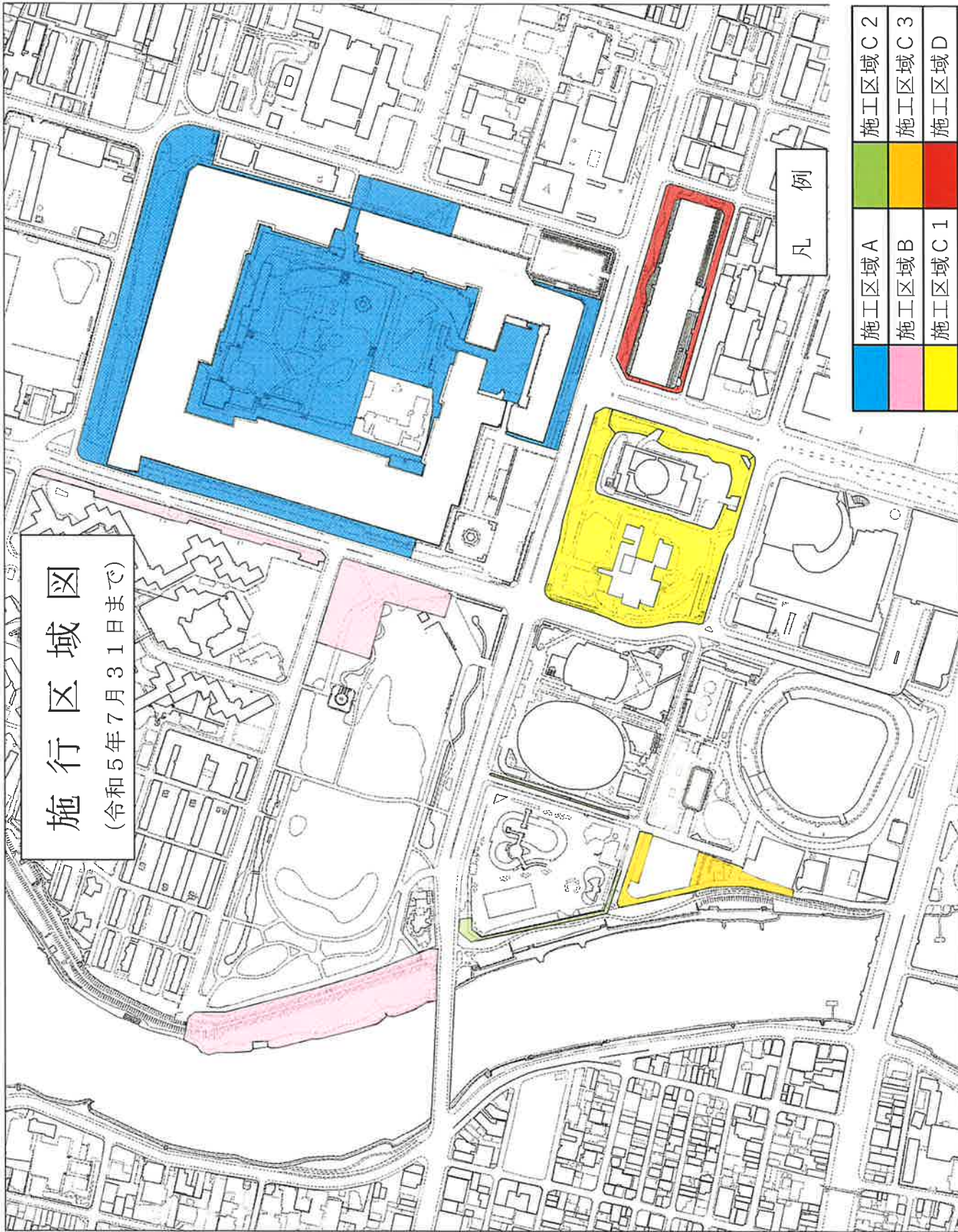
アベリア、ウハメカシ、サンゴジュ、シャリンハイ(内堀沿い)、タマイブキ、ツゲ、トウネズミモチ、ハクチョウゲ、ササ類、オリーブなど

生垣

カイズカイブキ、トウネズミモチ

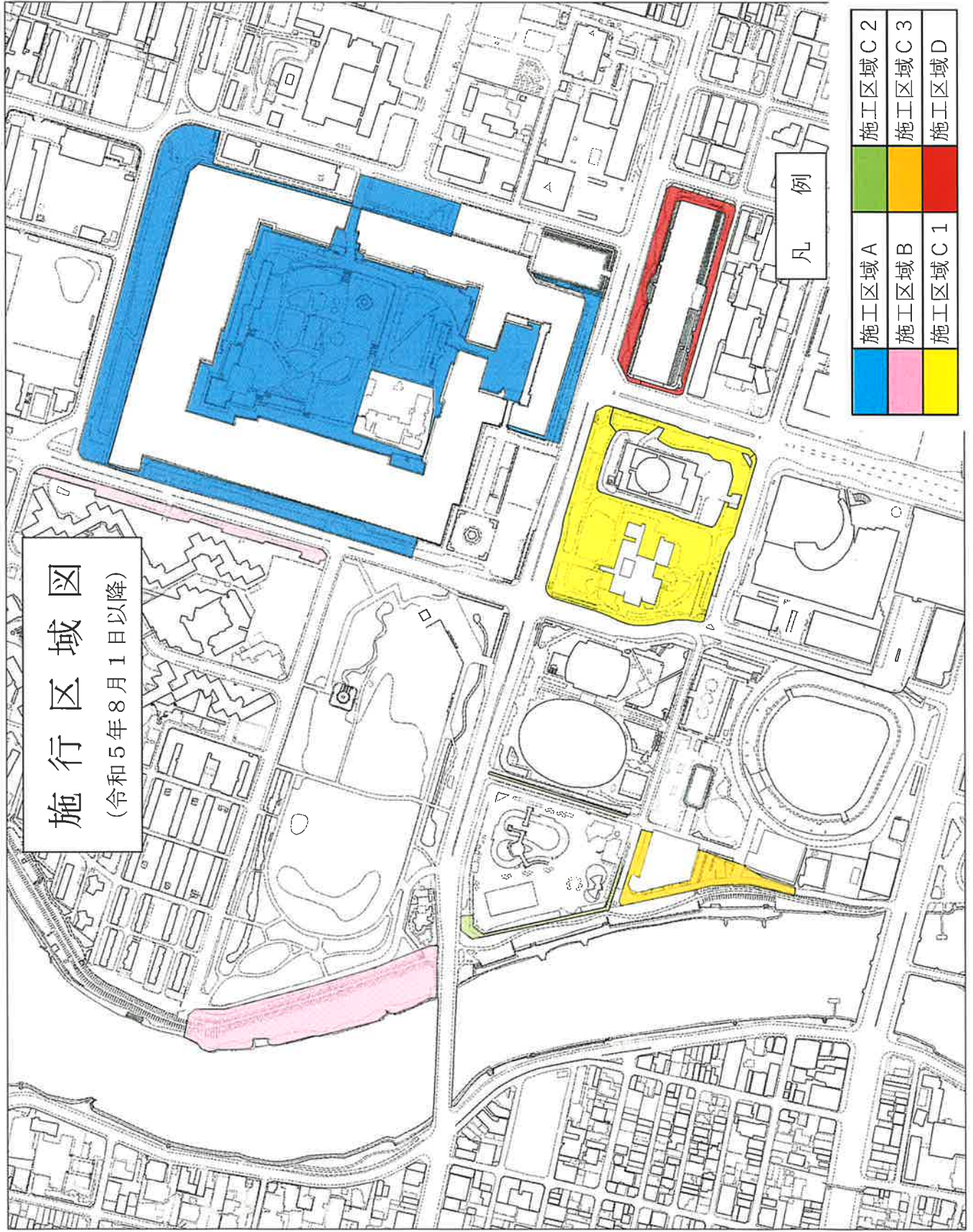
施行区域図

(令和5年7月31日まで)



施行区域図

(令和5年8月1日以降)



中央公園樹木せん定業務数量表

区分	種別	数量(A)	中央公園				回数(B)	年間管理数量 (A)×(B)	
			A	B	C1	C2			C3
高木せん定	マツ(大・仕立物) 二の丸周辺	24 本	24				2	48.0 本	
	マツ(大)	119 本	119				1	119.0 本	
	カイズカイブキ	10 本	10				1	10.0 本	
	カイズカイブキ(仕立物)	20 本		20			1	20.0 本	
	仕立物	14 本	14	23		7	2	88.0 本	
	サルスベリ	15 本		15			1	15.0 本	
	ウメ	3 本	3				1	3.0 本	
	フジ(夏季)	40 m ²					1	40.0 m ²	
	フジ(冬季)	40 m ²					1	40.0 m ²	
	中かん木せん定	刈込物-1	9,200 m ²	3,720	1,600	2,620	10	260	990
刈込物-2		4,830 m ²	2,650	80	1,820	210	70		9,660.0 m ²
生垣		280 m				280			280.0 m
備考		マツ(大) 二の丸周辺(24本)のみ年2回(みどり取り、本手入れ)、その他(122本)については年1回通常せん定 刈込物-1 アセビ、カイズカイブキ、カナメモチ、カンツハキ、キンモクセイ、クチナシ、コノテガシラ、サザンカ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ツツジ類、トベラ、ナツソログミ、ニシキギ、ハヒヤクシン、ハマヒサカキ、ヒイラギ、ヒイラギナンテン、ヒイラギモクセイ、ヒベリカムカリスナム、ビヨウヤナギ、ボックスウツト、ミヤギノハギ、ヤブラン、ユキヤナギ、レンギョウ、クサツゲなど 刈込物-2 アベリア、ウバメガシ、サンゴジュ、シャリンバイ(内堀沿い)、タマフキ、ツゲ、トウネスミモチ、ハクチョウゲ、ササ類、オリーブなど 生垣 カイズカイブキ、トウネスミモチ							